

別紙1 事業概要書

(事業者の提案に基づいて作成して下さい。)

## 別紙 2.1 設計業務書類

- 1 管理技術者届
- 2 業務従事者名簿
- 3 業務工程表
- 4 業務進捗状況報告書
- 5 その他設計業務に必要な届出等

※ 提出書類の詳細，体裁，部数等については，別途市の指示するところによる。

## 別紙 2.2 基本設計書類

- 1 表紙, 目次
- 2 建築概要書
  - (1) 建築 (意匠)
    - ア 建築 (意匠) 基本設計説明書
    - イ 面積表及び求積表
    - ウ 配置図
    - エ 建築 (意匠) 基本設計図
      - (ア) 平面図 (各階)
      - (イ) 立面図 (各面)
      - (ウ) 断面図 (主要部)
      - (エ) 外構関係図
      - (オ) 色彩計画書
    - オ 仕様概要書
    - カ 仕上表
    - キ 透視図
    - ク 鳥瞰図
  - (2) 建築 (構造)
    - ア 建築 (構造) 基本設計説明書
    - イ 建築 (構造) 基本設計図
- 3 電気設備概要書
  - (1) 電気設備基本設計説明書
  - (2) 電気設備基本設計図
- 4 機械設備概要書
  - (1) 空気調和設備基本設計説明書
  - (2) 空気調和設備基本設計図
  - (3) 給排水衛生設備基本設計説明書
  - (4) 給排水衛生設備基本設計図
  - (5) 昇降機設備基本設計説明書
  - (6) 現状設備図
- 5 什器・備品
  - (1) 什器・備品リスト (仕様のわかる資料を含む)
- 6 その他
  - (1) 工事費概算書
  - (2) 建設工事工程表
  - (3) その他必要図書
- 7 資料
  - (1) 2～6 に関する設計条件整理資料
  - (2) 2～6 に関する各種技術資料
  - (3) 2～6 に関する官公庁等打合せ記録

※ 提出時の体裁, 部数等については, 別途市の指示するところによる。

※ 書類等に合わせて, それぞれ電子媒体 1 式を提出する。形式はPDF形式とし, DXFまたは

SXF形式のCADデータも提出する。

また事業者は必要に応じて住民，議会等説明用資料（POWER POINTで作成）を別途市の指示するところに従い，作成すること。

## 別紙 2.3 実施設計書類

- 1 表紙, 目次
- 2 工事内訳書
  - ・ 工事内訳書は工種ごととし, 公共建築工事内訳書標準書式(統一基準)(建築工事編, 設備工事編)(平成 15 年版)に従い, 細目まで作成すること。
  - ・ 数量は公共建築数量積算基準(統一基準)(平成 18 年版), 公共建築設備数量積算基準(統一基準)(平成 15 年版)に従い積算すること。
- 3 計算書等
  - (1) 構造計算書
  - (2) 設備負荷計算書
  - (3) 照度計算書
  - (4) 動力設備負荷表
  - (5) 短絡電流計算書
  - (6) 幹線計算書
  - (7) 変圧器容量計算書
  - (8) 音圧レベル計算書
  - (9) 電灯負荷設備容量集計表
  - (10) 力率改善用コンデンサ容量計算書
  - (11) テレビ共同受信設備レベル計算書
  - (12) 熱負荷計算書
  - (13) 各機器及び水槽容量計算書
  - (14) 管・ダクトサイズ算定計算書
  - (15) 省エネルギー関係計算書
- 4 図面(建築)
  - (1) 特記仕様書
  - (2) 図面リスト
  - (3) 案内図
  - (4) 配置図
  - (5) 仕上表
  - (6) 平面図
  - (7) 立面図
  - (8) 断面図
  - (9) 断面詳細図
  - (10) 平面詳細図
  - (11) 各部詳細図
  - (12) 展開図
  - (13) 求積図
  - (14) 防寒伏図
  - (15) 建具表
  - (16) サイン計画図
  - (17) 外構配置図
  - (18) 外構詳細図
  - (19) 日影図
  - (20) 構造図
  - (21) 諸室毎の面積表

- (22) 工程図
- (23) 透視図
- (24) 鳥瞰図
- (25) 仮設計画図
- (26) その他必要図面

5 図面（電気）（設置しない設備の図面は不要）

- (1) 特記仕様書
- (2) 図面リスト
- (3) 屋外配線図
- (4) 受変電設備図
- (5) 非常用発電機設備図
- (6) 幹線動力設備配線図
- (7) 電灯コンセント設備配線図
- (8) 弱電設備配線図
- (9) 各種系統図
- (10) 機器参考図
- (11) 防災設備配線図
- (12) 電波障害関係図
- (13) その他必要図面

6 図面（空調）（設置しない設備の図面は不要）

- (1) 特記仕様書
- (2) 図面リスト
- (3) 機器及び器具表
- (4) 各種系統図
- (5) 機械室平面図・断面図
- (6) 各階配管平面図
- (7) 各階ダクト平面図
- (8) 換気設備平面図
- (9) 換気経路図
- (10) 排煙設備平面図
- (11) 部分詳細図
- (12) 機器詳細参考図（特注品）
- (13) 中央監視関係図
- (14) 自動制御系統図
- (15) 制御システム図
- (16) 制御機器表
- (17) 盤結線図
- (18) 計装配線図
- (19) その他必要図面

7 図面（衛生）

- (1) 特記仕様書
- (2) 図面リスト
- (3) 屋外配管図
- (4) 機器及び器具表

- (5) 配管系統図
- (6) 各階配管平面図
- (7) 詳細図（便所他）
- (8) その他必要図面

#### 8 図面（昇降機）

- (1) 昇降路平面図
- (2) 昇降路断面図
- (3) その他必要図面

#### 9 什器・備品

- (1) 什器・備品リスト
- (2) 什器・備品カタログ・仕様図・姿図

#### 10 その他

- (1) 建設工事工程表
- (2) 確認申請関係必要図書
- (3) その他必要図書

#### 11 資料

- (1) 2～10 に関する設計条件整理資料
- (2) 2～10 に関する各種技術資料
- (3) 2～10 に関する官公庁等打合せ記録

#### 12 完成模型

s. 1/500。建物は樹脂にて作成，窓等を表現し，着色する。地形の高低を表現し，樹木等も作成する。模型台，アクリルケース，件名プレート等付き。

※ 提出時の体裁，部数等については，別途市の指示するところによる。

※ 書類等に合わせて，それぞれ電子媒体 1 式を提出する。形式はPDF形式とし，DXFまたはSXF形式のCADデータも提出する。

また事業者は必要に応じて住民，議会等説明用資料（POWER POINTで作成）を別途市の指示するところに従い，作成すること。

### 別紙 3 保険等の取扱いについて

#### 1 調査・設計・建設期間及び旧学校施設解体撤去期間中の保険(本事業契約第 17 条第 3 項関係)

事業者は、調査・設計・建設期間中、次の要件を満たす保険に加入しなければならない。なお、下記の「付保の条件」は最小限度の条件であり、事業者の判断に基づき、さらに担保範囲の広い補償内容とすることを妨げるものではない。

##### (1) 建設工事保険(本件工事)

保険契約者 : 事業者又は工事請負人等  
保険の対象 : 本件工事  
保険期間 : 工事開始日を始期とし、本件引渡予定日を終期とする(ただし、本件引渡日が本件引渡予定日より後になった場合においては、本件引渡日まで保険期間が延長ないし更新される契約とする。)  
保険金額(補償額) : 設計・建設業務費用  
補償する損害 : 水災危険を含む不測かつ突発的な事故による損害  
その他 : 市を追加被保険者とする。

##### (2) 第三者賠償責任保険

保険契約者 : 事業者又は工事請負人等  
保険期間 : 工事開始日を始期とし、解体撤去工事完了予定日を終期とする(ただし、解体撤去工事完了日が解体撤去工事完了予定日より後になった場合においては、解体撤去工事完了日まで保険期間が延長ないし更新される契約とする。)  
てん補限度額(補償額) : ・対人 : 1 名当たり 1 億円, 1 事故当たり 10 億円以上  
・対物 : 1 事故当たり 1 億円以上  
補償する損害 : 本件工事に起因して第三者の身体障害及び財物損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害  
免責金額 : 50,000 円以下  
その他 : 市を追加被保険者とする。

事業者又は工事請負人等は、上記の保険契約を締結したときは、その保険証券を遅滞なく市に提示する。

事業者又は工事請負人等は、市の承諾なく保険契約及び保険金額の変更又は解約をすることができない。

事業者又は工事請負人等は、業務遂行上における人身、対物及び車両の事故については、その損害に対する賠償責任を負い、これに伴う一切の費用を負担する。

#### 2 維持管理期間中の保険(本事業契約第 30 条第 4 項, 第 44 条第 3 項関係)

事業者は、維持管理期間中、次の要件を満たす保険に加入しなければならない。なお、保険契約は 1 年ごとの更新でも認めることとする(この場合、更新の都度保険証書の原本証明付き写しを市に提出する。)

##### (1) 維持管理業務を対象とした第三者賠償責任保険

保険契約者 : 事業者又は維持管理受託者等  
保険期間 : 維持管理期間開始日から維持管理期間終了日までとする。(毎年度更新することでもよい。)  
てん補限度額(補償額) : ・対人 : 1 名当たり 1 億円, 1 事故当たり 10 億円以上

・対物：1 事故当たり 1 億円以上

補償する損害：維持管理業務に起因して第三者の身体障害及び財物損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害

免責金額：50,000 円以下

その他：市を追加被保険者とすること。

#### 別紙 4.1 工事開始前の提出書類

- 1 工事実施体制
- 2 工事着手届（工程表を添付）
- 3 現場代理人及び主任技術者等指定通知書
- 4 監理技術者届（履歴書を添付）
- 5 仮設計画書
- 6 施工計画書
- 7 主要資機材一覧表
- 8 下請負人選定通知書
- 9 その他工事施工に必要な届出等
- 10 工事監理業務に関わる管理技術者届

※ 提出書類の詳細，体裁，部数等については，別途市の指示するところによる。

#### 別紙 4.2 施工時提出の工事書類

- 1 月間工事工程表
- 2 月間工事報告書
- 3 月間工事監理報告書
- 4 その他工事監理に必要な届出等

※ 提出時の詳細，体裁，部数等については，別途市の指示するところによる。

#### 別紙 4.3 建築期間中の提出書類

- 1 残土処分計画書
- 2 産業廃棄物処分計画書
- 3 工種別施工計画書
- 4 生コン配合計画書
- 5 報告書（各種試験結果報告書）
- 6 報告書（各種出荷証明）
- 7 マニフェストA・B2・D・E票の写し
- 8 CORINSに基づく工事カルテ受領書の写し
- 9 その他工事監理に必要な届出等

※ 提出書類の詳細，体裁，部数等については，別途市の指示するところによる。

## 別紙 5 完成書類

- 1 工事完成届
- 2 鍵及び工具引渡書
- 3 官公署・事業会社の許可書類一覧表
- 4 検査試験成績書
- 5 保守点検指導書
- 6 保証書
- 7 消防法第 17 条の 3 の 2 の規定による検査済証
- 8 完成図（建築） 製本図，原図，縮小版製本，取扱説明書
- 9 完成図（電気設備） 製本図，原図，縮小版製本，取扱説明書
- 10 完成図（機械設備） 製本図，原図，縮小版製本，取扱説明書
- 11 完成図（什器・備品配置表） 製本図，原図，縮小版製本，取扱説明書
- 12 工事記録写真
- 13 建築主の要求による登記に関する書類
- 14 確認通知書
- 15 建築基準法第 7 条第 5 項の規定による検査済証
- 16 建築士法第 20 条第 3 項の規定による工事監理報告書
- 17 その他必要となる検査済証，届出書，報告書
- 18 その他必要図書
- 19 建物利用マニュアル（建物の使い方が分かりやすくまとめられた資料を建物使用者に提出）
- 20 完成写真（アルバム）

※ 提出書類の詳細，体裁・部数等については，別途市の指示するところによる。書類等に合  
わせて，それぞれ電子媒体 1 式を提出する。

### 目的物引渡書

平成 年 月 日

(あて先)  
旭川市長

事業者 住 所  
名 称  
代表者

事業者は、以下の施設を旭川市立高台小学校P F I 整備事業に関する契約第 3 3 条の規定に基づき、下記引渡年月日付で引き渡します。

工事名		
工事場所		
施設名称		
引渡年月日		
立 会 人	市	
	事業者	

## 別紙 7.1 解体撤去工事に関わる設計書類

- 1 表紙, 目次
- 2 工事内訳書
  - ・ 工事内訳書は工種ごととし, 公共建築工事内訳書標準書式(統一基準)(建築工事編, 設備工事編)(平成15年版)に従い, 細目まで作成すること。
  - ・ 数量は公共建築数量積算基準(統一基準)(平成18年版), 公共建築設備数量積算基準(統一基準)(平成15年版)に従い積算すること。
- 3 数量調書
- 4 解体建物図
- 5 仮設計画図
- 6 その他必要図面
- 7 2～6に関する設計条件整理資料
- 8 2～6に関する各種技術資料
- 9 2～6に関する官公庁等打合せ記録

※ 解体撤去工事に関わる設計の時期は, 本件施設の設計時に合わせて行うこととする。

※ 提出書類の詳細, 体裁, 部数等については, 別途市の指示するところによる。

※ 書類等に合わせて, それぞれ電子媒体1式を提出する。形式はPDF形式とし, DXFまたはSXF形式のCADデータも提出する。

また事業者は必要に応じて住民, 議会等説明用資料(Power Pointで作成)を別途市の指示するところに従い, 作成すること。

## 別紙 7.2 解体撤去工事開始前の提出書類

- 1 工事実施体制
- 2 工事着手届（工程表を添付）
- 3 現場代理人及び主任技術者等指定通知書
- 4 監理技術者届（履歴書を添付）
- 5 仮設計画書
- 6 施工計画書
- 7 主要資機材一覧表
- 8 下請人選定通知書
- 9 その他工事施工に必要な届出等

※ 提出書類の詳細，体裁，部数等については，別途市の指示するところによる。

### 別紙 7.3 解体撤去工事施工時提出の工事書類

- 1 月間工事工程表
- 2 月間工事報告書
- 3 月間工事監理報告書
- 4 その他工事監理に必要な届出等

※ 提出時の詳細，体裁，部数等については，別途市の指示するところによる。

#### 別紙 7.4 解体撤去工事期間中の提出書類

- 1 残土処分計画書
- 2 産業廃棄物処分計画書
- 3 主要工事施工計画書
- 4 報告書（各種試験結果報告書）
- 5 マニフェストA・B2・D・E票の写し
- 6 その他工事監理に必要な届出等

※ 提出書類の詳細、体裁、部数等については、別途市の指示するところによる。

## 別紙 8 解体撤去完成書類

- 1 工事完成届
- 2 工事記録写真
- 3 建築主の要求による滅失登記に関する書類
- 4 検査を行った場合の試験成績書
- 5 完成写真
- 6 完成図
- 7 その他必要となる検査済証, 届出書, 報告書
- 8 その他必要図書

※ 提出書類の詳細, 体裁・部数等については, 別途市の指示するところによる。書類等に合  
わせて, それぞれ電子媒体 1 式を提出する。

別紙 9 日程表

基本設計書類の提出	平成●年●月●日
実施設計書類の提出	平成●年●月●日
工事開始予定日	平成●年●月●日
本件引渡予定日	平成 22 年 7 月 31 日
維持管理業務の開始	本件引渡予定日の翌日
解体撤去工事開始予定日	平成 22 年 9 月 1 日
解体撤去工事完了予定日	解体撤去工事開始日 6 か月後
契約終了日(維持管理期間終了日)	平成 37 年 3 月 31 日

※ ●印は、落札者の提案に基づいて記載します。

別紙 10 サービス購入費の支払方法及びサービス購入費の支払額の改定について

1 サービス購入費の構成

(1) サービス購入費の構成

本件事業は P F I 事業であり、事業者が実施する業務は、一体のサービスとして市に提供されるものである。サービス購入費は、市が事業期間中に事業者を支払う「施設整備業務費用相当額」と「維持管理業務費用相当額」で構成される。

サービス購入費の構成（表）

区分		構成される費用の内容		購入費
施設整備業務費用相当額	設計・建設業務費用等	設計・建設業務費用	1 設計業務費用	円
			2 建設業務費用	円
			3 工事監理業務費用	円
			4 什器・備品設置業務費用	円
			5 市への引渡し及び所有権移転業務費用	円
			6 近隣対応・対策業務費用	円
			7 電波障害調査・対策業務費用	円
			8 学校施設整備に伴う各種申請等の業務費用	円
			9 その他これらを実施する上で必要な関連業務費用	円
			10 建中利息	円
	消費税等	設計・建設業務費用にかかる消費税等	円	
	設計・建設業務費用にかかる割賦利息相当額	設計・建設業務費用の割賦支払にかかる支払利息	円	
旧学校施設解体撤去業務費用等	旧学校施設解体撤去業務費用	1 旧学校施設解体のための調査・設計業務費用	円	
		2 解体撤去業務費用	円	
		3 工事監理業務費用	円	
		4 廃棄物処理業務費用	円	
		5 近隣対応・対策業務費用	円	
		6 その他これらを実施する上で必要な関連業務費用	円	
		7 建中利息	円	
	消費税等	旧施設解体撤去業務費用にかかる消費税等	円	
	旧学校施設解体撤去業務費用にかかる割賦利息相当額	旧学校施設解体撤去業務費用の割賦支払にかかる支払利息	円	
小計				円
維持管理業務費用相当額	維持管理業務費用等	維持管理業務費用	1 施設設備等保守管理業務費用	円
			2 外構等保守管理業務費用	円
			3 環境衛生管理業務費用	円
			4 警備業務費用	円
			5 小規模修繕業務費用	円
			6 その他これらを実施する上で必要な関連業務費用	円
	S P C の運営経費等	S P C の運営経費等（S P C の運営費用及び一般管理費等）	円	
	消費税等	維持管理業務費用及び S P C の運営経費等にかかる消費税等	円	
小計				円
合計				円

(2) サービス購入費の算定方法

ア 「施設整備業務費用相当額」

(7) 「設計・建設業務費用」

「設計・建設業務費用」は、本件施設の整備に当たって必要となる設計業務、建設業務、工事監理業務、什器・備品設置業務、市への引渡し及び所有権移転業務、近隣対応・対策業務、電波障害調査・対策業務、各種申請等の業務費用及びその他これらを実施する上で必要な関連業務等に要する費用の総額とする。

(イ) 「設計・建設業務費用にかかる割賦利息相当額」

「設計・建設業務費用にかかる割賦利息相当額」は、「設計・建設業務費用」から市が一括払する額（「2 サービス購入費の支払方法」を参照のこと）を控除した額を市が平成[23]年[10]月を第1回として、平成[37]年[4]月までの14年間、年2回ずつ、計28回の元金均等払いで支払うことにより必要となる利息である。ただし、本件引渡日が平成[22]年[7]月末日より遅延する場合、市は、当該遅延に応じて支払回数及び支払金額を変更する。

「割賦利息」の計算は平成[23]年4月1日を始期とする。

「割賦利息」の利率は、市が指定した基準金利と落札者が提案したスプレッドの合計であり、契約締結時における基準金利は、入札時に用いる基準金利をもとにした調達金利を使って算定する。その後、後述する改定方法に基づき算定された金額を市は事業者を支払う。

(ウ) 「旧学校施設解体撤去業務費用」

「旧学校施設解体撤去業務費用」は、旧学校施設の解体撤去にあたって必要となる旧学校施設解体のための設計業務、解体撤去業務、工事監理業務、廃棄物処理業務、近隣対応・対策業務及びその他これらを実施する上で必要な関連業務等に要する費用の総額とする。

(エ) 「旧学校施設解体撤去業務費用にかかる割賦利息相当額」

「旧学校施設解体撤去業務費用にかかる割賦利息相当額」は、市が平成[23]年[10]月を第1回として、平成[37]年[4]月までの14年間、年2回ずつ、計28回の元金均等払いで支払うことにより必要となる利息である。ただし、解体撤去工事完了日が平成[23]年[2]月末日より遅延する場合、市は、当該遅延に応じて支払回数及び支払金額を変更する。

「割賦利息」の計算は平成[23]年4月1日を始期とする。

「割賦利息」の利率は、市が指定した基準金利と落札者が提案したスプレッドの合計であり、契約締結時における基準金利は、入札時に用いる基準金利をもとにした調達金利を使って算定する。その後、後述する改定方法に基づき算定された金額を市は事業者を支払う。

イ 「維持管理業務費用相当額」

(ア) 「維持管理業務費用」

「維持管理業務費用」は、維持管理業務のサービス購入費であり、施設設備等保守管理業務、外構等保守管理業務、環境衛生管理業務、警備業務、小規模修繕業務及びその他これらを実施する上で必要な関連業務に要する費用の総額とする。

「維持管理業務費用」については、市が入札公告時に提示した条件に従い、事業者が入札した価格をもとに、本資料「4 サービス購入費の改定」に示す改定を行う。

2 サービス購入費の支払方法

(1) 「設計・建設業務費用等」

市は、「設計・建設業務費用等」について、当該「設計・建設業務費用」に対する消費税等を含め、次の方法により支払うものとする。

ア 一括払

市は、「設計・建設業務費用」のうち義務教育施設整備に係る国庫補助金が交付される場合、また起債が認められる場合には、下表に示す当該サービス購入費を、学校施設の建設工事が完了し、市から完成確認の通知を受けた後の平成[22]年[10]月に一括で支払う。

一括支払を予定する額
金 1,721,086,000 円（消費税及び地方消費税抜き）

当該サービス購入費は、国庫補助金及び起債額が、対象等の精査によって増額となった場合は、一括支払分予定額に当該の増額に応じた金額を上乗せして一括で支払う。

国庫補助金及び起債対象額が減額となった場合には、一括支払分予定額を減額して一括で支払う場合がある。

イ 平成 22 年度分の割賦利息の支払い

市は、「設計・建設業務費用等」にかかる平成 [22] 年 [8] 月 [1] 日から平成[22]年[9]月[30]日分に相当する割賦利息を平成 [22] 年 [10] 月に、「設計・建設業務費用」から市が一括払する額（上記 2 (1) アを参照のこと）を控除した額にかかる平成 [22] 年 [10] 月 [1] 日から平成[23]年[3]月[31]日分に相当する割賦利息を平成 [23] 年 [4] 月に支払う。その利率は、市が指定した基準金利とする。その後、後述する改定方法に基づき算定された金額を市は事業者を支払う。

ウ 割賦払

市は、「設計・建設業務費用」から上記一括払の対象となる金額を控除した額及び割賦利息を、平成 22 年 10 月から年 2 回の元金均等払いで支払う。

(2) 「旧学校施設解体撤去業務費用等」

市は、「旧学校施設解体撤去業務費用等」について、当該「旧学校施設解体撤去業務費用」に対する消費税等を含め、次の方法により支払うものとする。

ア 平成 22 年度分の割賦利息の支払い

市は、「旧学校施設解体撤去業務費用」にかかる平成 [23] 年 [3] 月 [1] 日から平成[23]年[3]月[31]日分に相当する割賦利息を平成 [23] 年 [4] 月に支払う。その利率は、市が指定した基準金利とする。その後、後述する改定方法に基づき算定された金額を市は事業者を支払う。

イ 割賦払

市は、「旧学校施設解体撤去業務費用」及び割賦利息を、平成 23 年 10 月から年 2 回の元金均等払いで支払う。

(3) 「維持管理業務費用相当額」

ア 「維持管理業務費用相当額」

市は、「維持管理業務費用相当額」を開校日の属する月から平成[22]年[10]月を第 1 回として、毎年度半期ごとにサービス購入費を支払うものとする。当該サービス購入費の支払は平成[37]年[4]月を最終回とする。第 1 回目は維持管理業務費用等の 176 分の 2、第 2 回目以降は維持管理業務費用等の 176 分の 6 ずつ支払うものとする。

市は各回の支払時に、当該「維持管理業務費用」に対する消費税等を支払う。

なお、「維持管理業務費用相当額」については市が入札公告時に提示した条件に従い、事業者が入札した価格をもとに本資料「4 サービス購入費の改定」を行う。

### 3 サービス購入費の支払にかかる手続

市は、事業者から半期報告書、又は年間総括書の提出を受けてから15日以内に、各回のサービス購入費支払時において支払の対象となる維持管理業務期間におけるモニタリングの結果を事業者に通知する。なお、支払の対象となる維持管理業務期間内において減額措置が発生したと市が判断した場合は、減額する金額とその理由も合わせて事業者に通知する。事業者は結果を受領してから市に対して請求書を提出する。市は請求書を受理した日から30日以内に事業者にサービス購入費を支払う。

なお、事業者は減額措置の通知に対して、市に対する異議を申し立てることができる。ただし、この場合であっても、減額措置は停止されない。

異議申し立ての結果、減額措置が適切ではないと市と事業者が合意した場合は、市は、事業者に対し、速やかに減額したサービス購入費の支払を行う。

### 4 サービス購入費の改定

#### (1) 金利変動に基づく改定

ア 「施設整備業務費用相当額」を構成する割賦利息の改定

(ア) 改定の基本的な考え方

「平成22年度分の割賦利息」、「設計・建設業務費用にかかる割賦利息相当額」及び「旧学校施設解体撤去業務費用にかかる割賦利息相当額」について、改定を行う。

#### (イ) 改定額の計算方法

平成22年度分の割賦利息は、京時間午前10時にテレレート17143頁に発表されたTSR6ヶ月LIBORベース1年物(円-円)金利スワップレートとする。

設計・建設業務にかかる割賦利息の利率と旧学校施設解体撤去業務費用にかかる割賦利息の利率は、市が指定した基準金利と落札者が提案したスプレッドの合計であり、基準金利は、東京時間午前10時にテレレート17143頁に発表されたTSR6ヶ月LIBORベース15年物(円-円)金利スワップレートとする。なお、基準日はそれぞれ以下のとおりとする。

対象となるサービス購入費	基準日
平成22年度分の割賦利息(施設整備業務費用相当額)	平成[22]年[8]月[1]日の2銀行営業日前
平成22年度分の割賦利息(旧学校施設解体撤去業務費用等)	平成[23]年[3]月[1]日の2銀行営業日前
設計・建設業務費用にかかる割賦利息相当額	平成[23]年[4]月[1]日の2銀行営業日前
旧学校施設解体撤去業務費用にかかる割賦利息相当額	

#### (2) 維持管理期間中の物価変動等に基づく改定

ア 「維持管理業務費用相当額」

(ア) 「維持管理業務費用」の改定

a 改定の基本的な考え方

「維持管理業務費用」は、年1回6月に同年4月に公表されている各指数に基づき見直しを行い、次年度のサービス購入費に反映する。

b 物価変動等の指標

改定する際の指標は、日銀調査統計局物価統計課により月次で作成される「消費税を除く企業向けサービス価格指数」CSPI(Corporate Service Price Index)とし、「維持管理業務費用」について、次の小類の指標を用いることとする。

改定の対象となる費用	使用する指標「消費税を除く企業向けサービス価格指数」の小類
維持管理業務費用	「消費税を除く企業向けサービス価格指数」建物サービス

c 改定額の計算方法

「維持管理業務費用」の前年度の指標と、前回改定時の指標（改定されていない場合は契約日の該当する月（平成[20]年[12]月）の指標）とを比較し、1000分の30を超える変動があった場合、以下のとおり改定する。

なお、初年度の「維持管理業務費用」の物価変動等に基づく改定の場合は、契約日の該当する月の指標と、維持管理業務が開始される月の前年度の指標とを比較することとする。

また、比較時において、当該指標の基準年が比較の対象となる前回改定時の指標（改定されていない場合は契約日の該当する月の指標）の基準年から変更された際には、同じ基準年に揃えて比較することとする。

【「維持管理業務費用」の物価変動等に基づく改定額の計算方法】

物価変動等の指標	「維持管理業務費用」の改定額の算定
「消費税を除く企業向けサービス価格指数（CSPI）」 その他諸サービス 建物サービス （日本銀行調査統計局物価指数統計月報）	$P_n = P_{n-1} \times (CSPI_{n-1} / CSPI_x)$ ただし、 $  (CSPI_{n-1} / CSPI_x) - 1   > 3.0\%$ $P_n$ ：改定前又は契約時の「維持管理業務費用」（消費税等を除く） $CSPI_x$ ：前回改定時の指標（改定されていない場合は契約日の該当する月の指標） $CSPI_{n-1}$ ：前年度の指標（初年度については維持管理業務開始月の前年度の指標）

5 端数処理

(1) 消費税等の算定に伴うもの

消費税等の算定に伴い生じた1円未満の端数については切り捨て処理とする。

(2) 維持管理業務費用の割賦計算に伴うもの

維持管理業務費用の割賦計算に伴い生じた1円未満の端数については切り捨て処理とする。ただし、本資料「サービス購入費の構成（表）」の表中に示す維持管理業務費用と差が生ずる場合は、差額分を第1回目の支払いに合算するものとする。

(3) 割賦利息の算定及び維持管理業務費用の改定に伴うもの

割賦利息の算定及び維持管理業務費用の改定に伴い生じた1円未満の端数については切り捨て処理とする。

(4) 割賦計算に伴うもの

設計・建設業務費用等及び旧学校施設解体撤去業務費用等の割賦計算に伴い生じた1円未満の端数については切り捨て処理とする。

## 別紙 11 モニタリング及びサービス購入費の減額

### 1 モニタリング等の実施

#### (1) モニタリングの目的

モニタリングは、市が本件事業の実施状況についてモニタリングを実施し、事業者が契約に定められた業務を確実に遂行し、かつ、要求水準書に従い実施しているか否かを確認することをその目的とする。

#### (2) モニタリングの実施段階

市は、以下の各段階においてモニタリングを実施する。

##### ①工事完成時（完成確認）

##### ②維持管理期間

なお、本契約後、市は、①各種許認可申請・取得時における内容確認（事前事後報告を含む）②基本設計・実施設計完了時における確認及び③工事施工時における立会いを行えるものとする。

#### (3) モニタリング実施計画書の作成

市は、契約締結後、(2)に定める段階ごとに以下の項目を含むモニタリング実施計画書を作成する。

##### ①モニタリング時期

##### ②モニタリング内容

##### ③モニタリング組織

##### ④モニタリング手続

##### ⑤モニタリング様式

#### (4) モニタリングの方法と費用負担

##### ア モニタリングの方法

##### (ア) 事業者からの業務報告書の提出

事業者は、要求水準書に基づき、維持管理業務の履行結果を正確に記載した業務日誌（毎日）、業務月報（毎月）、半期報告書（毎半期）及び年間総括書（毎年）を、業務報告書として作成する。業務報告書に記載されるべき具体的な項目及び内容は、本件事業契約締結後に事業者が作成し市に対して提出する業務計画書に基づき、市との協議を経て決定される。

a 事業者は、業務日報を毎日作成し、市に原則としてその日毎に提出する。事業者は、維持管理期間中、業務日報を、常時閲覧できるように保管、管理しなくてはならない。

b 事業者は、維持管理期間中、業務月報を、当月分につき、翌月の5日（ただし、該当日が閉庁日の場合には直後の開庁日とする。）までに市に提出する。

c 事業者は、維持管理期間中、毎年4月1日から9月30日までの期間についての半期報告書を、毎年10月10日（ただし、該当日が閉庁日の場合には直後の開庁日とする。）までに、市に対して提出する。

d 事業者は、各事業年度終了後毎年4月10日（ただし、該当日が閉庁日の場合には直後の開庁日とする。）までに、当該事業年度にかかる維持管理業務に関する

る年間総括書を市に対して提出する。

(イ) 定期モニタリング

市は、月1回、定期モニタリングを行う。定期モニタリングは、事業者が作成し提出した業務月報の内容を確認し、事業者の業務実施状況をチェックする等の方法により実施する。また、市は必要に応じて施設巡回、業務監視、事業者に対する説明要求及び立会い等を行い、事業者の業務実施状況をチェックする。事業者は、当該説明及び確認の実施につき市に対して最大限の協力を行う。

(ウ) 随時モニタリング

市は、維持管理期間中、必要と認めるときは、随時モニタリングを実施する。随時モニタリングにおいては、事業者に事前に通知した上で、本件施設の維持管理について事業者の説明を求め、又は本件施設内において、その維持管理業務実施状況を事業者及び受託者等の立会いの上確認することができる。事業者は、当該説明及び確認の実施につき市に対して最大限の協力を行う。

(エ) 利用者ヒアリング等

市と事業者は、必要に応じて、利用者等へのアンケート、苦情受付等を通じて利用者の意見聴取を行うことができる。その実施方法については、事業者の提案内容を踏まえ、市と事業者の協議を経て決定される。

イ モニタリング費用の負担

モニタリングに係る費用は原則として事業者の負担とする。ただし、市に起因する費用が発生する場合は市の負担とする。

	事業者	市
日常モニタリング	チェック項目に沿って各業務の遂行状況を確認の上、業務日報を作成。	業務日報の確認、業務水準の評価。
定期モニタリング	月1回実施のチェック項目に沿って、遂行状況を確認するとともに、業務日報を基に業務報告書を作成。	業務報告書、業務総括書の確認、業務水準の評価。
随時モニタリング	—	必要に応じ不定期に業務内容等を直接確認。

2 維持管理業務が要求水準を満たしていない場合の措置

- (1) モニタリングの結果、維持管理業務が要求水準を満たしていないと判断した場合、対象業務に対応するサービス購入費の減額ポイントの付与及び下記3の「改善要求」を行う。
- (2) 維持管理期間を通じ、維持管理業務を構成する個別の業務において2回の減額ポイント付与及び下記3の「改善要求」を経た後、さらに減額ポイント付与が発生した場

合、市は、事業者と協議の上、受託者等を変更させることがある。なお、サービス購入費の支払対象期間の途中で受託者等を変更しても、期間中の減額ポイントが、減額の行われる基準に達した場合には、この期間も減額措置を行う。

- (3) 受託者等の変更後も対象業務の改善が認められず変更後の6ヶ月間のみで減額が行われる基準に達した場合、市は当然に契約解除等を行うことができる。事業者が、上記(2)において受託者等の変更に応じない場合は、市はかかる変更の要請から6か月以内に契約解除等を行うことができる。

### 3 改善要求

市は、維持管理業務が要求水準を満たしていないと確認された場合には、事業者に改善要求を行う。事業者は、市からの改善要求に基づき、直ちに要求水準を満たしていない状態を一定期間内に改善・復旧することを内容とする改善計画書を作成し、市に提出する。市は、事業者の提出した改善計画書について、要求水準を満たしていない状態の改善・復旧が一定期間内にできる内容であると認めた場合には、直ちにこれを承認する。なお、市は承認にあたって、改善計画書の変更を求めることがある。

事業者が改善計画書に示された一定期間内に業務の改善・復旧を実現することができなかった場合、市は再度、改善要求を行い、また減額ポイントを加算し、事業者は改善計画書を再度提出する。再提出された改善計画書に示された業務の改善・復旧を一定期間内に実現することができなかった場合は、市は、事業者と協議の上、受託者等を変更させることがある。なお、サービス購入費の支払対象期間の途中で受託者等を変更しても、期間中の減額ポイントが、減額の行われる基準に達した場合には、この期間も減額措置を行う。

### 4 サービス購入費減額の方法

#### (1) 減額の対象となる事態

市は、維持管理業務が要求水準を満たしていないと確認された場合には、事業者に改善要求を行うと同時に減額ポイントを加算する。減額ポイントの加算の後、各回のサービス購入費の支払時点において、購入費の対象となる期間内に発生した減額ポイントが一定値に達した場合には、対象業務に対応するサービス購入費の減額を行う。

維持管理業務が本件事業契約に定める業務要求水準を満たしていない場合とは、以下に示す①又は②の状態と同等の事態をいう。

- ①本件施設利用者が業務等を行う上で、利用者が本件施設を利用する上で、又は市職員その他の者がその業務を行う上で明らかに重大な支障がある場合
- ②本件施設利用者が業務等を行い、利用者が本件施設を利用し、又は市職員その他の者がその業務を行うことはできるが、明らかに利便性を欠く場合

各業務について、①又は②の状態となる基準は以下のとおりとする。

- ◇ 施設利用者が業務等を行う上で、利用者が本件施設を利用する上で、又は市職員その他の者がその業務を行う上で明らかに重大な支障がある場合の例

	業績監視の区分	重大な事象
共通		<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者の維持管理業務の不履行等を起因として利用者等に重大な影響を及ぼす事態の発生</li> <li>維持管理業務の故意による放棄</li> <li>故意に市との連絡を行わない（長期にわたる連絡不通 等） 等</li> </ul>
維持管理業務	施設設備保守管理業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期点検の未実施、故障等の放置、安全装置の不備による人身事故の発生 等</li> </ul>
	外構等保守管理業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期点検の未実施、故障等の放置、安全措置の不備による人身事故の発生 等</li> </ul>
	環境衛生管理業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境衛生管理業務の未実施、業務の不備に伴い利用者に重要な影響を及ぼす事態の発生 等</li> </ul>
	警備業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>警備業務の未実施により利用者に重要な影響を及ぼす事態の発生 等</li> </ul>
	小規模修繕業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>修繕業務の未実施、故障等の放置による人身事故の発生 等</li> </ul>

- ◇ 施設利用者が業務等を行い、利用者が本件施設を利用し、又は市職員その他の者がその業務を行うことはできるが、明らかに利便性を欠く場合の例

	業績監視の区分	重大な事象以外の事象
共通		<ul style="list-style-type: none"> <li>維持管理業務の怠慢</li> <li>利用者等への対応不備</li> <li>業務報告の不備</li> <li>関係者への連絡不備 等</li> </ul>
維持管理業務	施設設備保守管理業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物保守管理業務の不備 等</li> </ul>
	外構等保守管理業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>外構等保守管理業務の不備 等</li> </ul>
	環境衛生管理業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境衛生管理業務の不備 等</li> </ul>
	警備業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>警備業務の不備 等</li> </ul>
	小規模修繕業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>清掃業務の不備 等</li> </ul>

(2) 減額ポイント

減額ポイントは以下のとおりとする。

市は、定期モニタリング及び日常モニタリング並びに随時モニタリングを経て、対象業務に対応する当月の減額ポイントを確認する。

事 態	減 額 ポ イ ン ト
本件施設利用者が業務を行う上で、利用者が本件施設を利用する上で、又は市職員その他の者がその業務を行う上で、明らかに重大な支障がある場合	人命に関する事柄 各項目につき 100 ポイント
	個人情報の漏洩に関する事柄 各項目につき 80 ポイント
	上記以外の事柄 各項目につき 20 ポイント
施設利用者が業務等を行い、利用者が本件施設を利用し、又は市職員その他の者がその業務を行うことはできるが、明らかに利便性を欠く場合	各項目につき 2 ポイント

(3) 減額ポイントを加算しない場合

減額の対象となる「4.-(1)-①又は②」の状態と認められたとしても、以下の①又は②に該当する場合には減額ポイントを加算しない。

- ① やむを得ない事由により「4.-(1)-①又は②」の状態が生じた場合で、かつ、事前に市に連絡があった場合。
- ② 明らかに事業者の責めに帰さない事由によって「4.-(1)-①又は②」の状態が生じた場合。

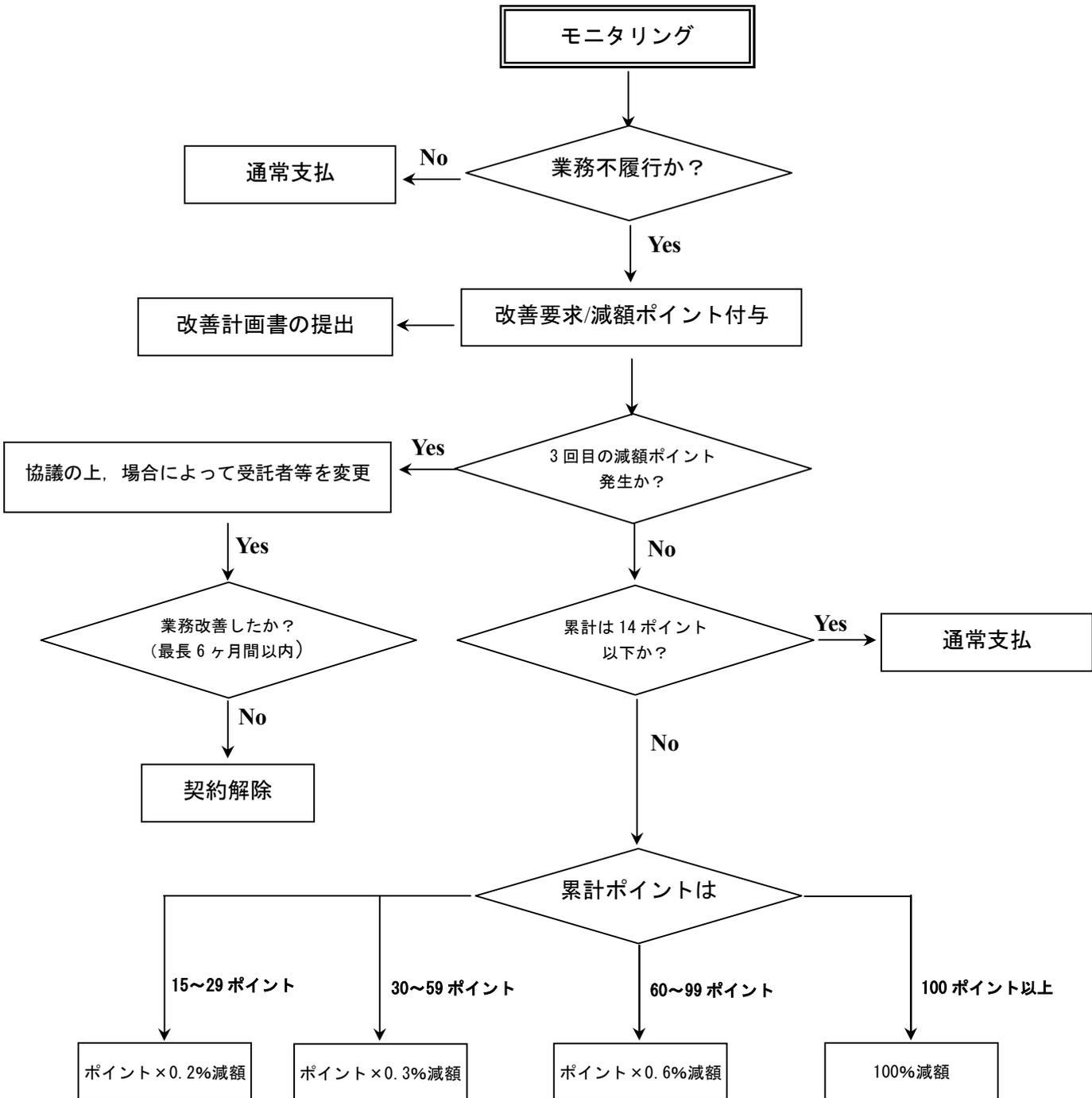
(4) 減額ポイントの支払額への反映

モニタリングが終了し、減額ポイントがある場合には、事業者へ減額ポイントを通知する。サービス購入費の支払に際しては、当該購入費の対象となる期間内に発生した減額ポイントの合計を計算し、下表に従って対象業務に対応するサービス購入費の減額割合を定め、減額の必要がある場合には事業者へ通知する。

対象期間内の減額ポイント合計	維持管理業務のサービス購入費の減額割合
100 以上	100%減額
60～99	1 ポイントにつき 0.6%減額 (36%～60%の減額)
30～59	1 ポイントにつき 0.3%減額 (9%～18%の減額)
15～29	1 ポイントにつき 0.2%減額 (3%～6%の減額)
0 ～14	0% (減額なし)

(%表示で小数点以下となる場合は切り上げとする。)

<モニタリング及びサービス購入費の減額の流れ>



## 別紙 12 法令変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更により事業者が生じた合理的な増加費用及び損害は、以下の1ないし2のいずれかに該当する場合には市が負担し、それ以外の法令変更については事業者が負担する。

- 1 本件事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更
- 2 施設整備費相当及び維持管理費相当に係る消費税及び地方消費税の変更に関するもの（税率の変更を含む。）

## 1 増加費用及び損害が事業者が生じた場合

### (1) 設計・建設業務

設計・建設業務に関連して不可抗力が生じた場合、事業者が生じた増加費用額及び損害額の合計額が別紙 10 に定める設計・建設業務費用等の総額の 100 分の 1 に至るまでは事業者が負担し、これを超える額については市が負担する。ただし、事業者が不可抗力により保険金を受領した場合、当該保険金額相当額は増加費用額及び損害額から控除する。

### (2) 維持管理業務

維持管理業務に関連して不可抗力が生じた場合、事業者が生じた増加費用及び損害は、市が負担する。ただし、事業者が不可抗力により保険金を受領した場合、当該保険金額相当額は増加費用額及び損害額から控除する。

### (3) 旧学校施設解体撤去業務

旧学校施設解体撤去業務に関連して不可抗力が生じた場合、事業者が生じた増加費用額及び損害額の合計額が別紙 10 に定める旧学校施設解体撤去業務費用等の総額の 100 分の 1 に至るまでは事業者が負担し、これを超える額については市が負担する。ただし、事業者が不可抗力により保険金を受領した場合、当該保険金額相当額は増加費用額及び損害額から控除する。

## 2 損害が第三者に生じた場合

### (1) 設計・建設業務

設計・建設業務に関連して不可抗力が生じ、設計・建設業務につき、第三者に損害が発生した場合、当該損害額の合計額が別紙 10 に定める設計・建設業務費用等の総額の 100 分の 1 に至るまでは事業者が、これを超える額については市がそれぞれ負担する。ただし、事業者が不可抗力により保険金を受領した場合、当該保険金額相当額は当該損害額から控除する。

### (2) 維持管理業務

維持管理業務に関連して不可抗力が生じ、第三者に損害が発生した場合、当該損害については市が負担する。ただし、事業者が不可抗力により保険金を受領した場合、当該保険金額相当額は損害額から控除する。

### (3) 旧学校施設解体撤去業務

旧学校施設解体撤去業務に関連して不可抗力が生じ、旧学校施設解体撤去業務につき、第三者に損害が発生した場合、当該損害額の合計額が別紙 10 に定める旧学校施設解体撤去業

務費用等の総額の100分の1に至るまでは事業者が、これを超える額については市がそれぞれ負担する。ただし、事業者が不可抗力により保険金を受領した場合、当該保険金額相当額は当該損害額から控除する。

平成 年 月 日

(あて先)

旭川市長 様

## 出 資 者 誓 約 書

旭川市高台小学校PFI整備事業（以下「本事業」という。）について、旭川市（以下「市」という。）及び【 】（以下「事業者」という。）の間で締結された、旭川市高台小学校PFI整備事業に関する契約書（以下「事業契約」という。）に関して、事業者の株主である【 】（以下「当社」という。）は、本日付けをもって、市に対して下記の事項を誓約し、かつ、表明及び保証致します。

### 記

- 1 事業者が、平成●年●月●日に会社法上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
- 2 事業者の本日現在における発行済株式総数は【 】株であり、うち、【 】株を当社が保有していること。
- 3 事業者の本日現在における株主構成は、代表企業【 】ならびに構成企業である【 】及び【 】によって全議決権の2分の1を超える議決権が保有されており、かつ、代表企業である【 】の議決権保有割合が株主中最大となっていること。
- 4 事業者が、株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合、当社は、これらの発行を承認する株主総会において、前項記載の議決権保有比率を維持することが可能か否かを考慮した上、その保有する議決権を行使すること。
- 5 事業者が本件事業を遂行する為に行なう資金調達を実現することを目的として、当社が保有する事業者の株式又は出資の全部又は一部を金融機関に対して譲渡し、又は同株式又は出資上に担保権を設定する場合、事前にその旨を市に対して書面により通知し、市の事前の承認を得た上で行なうこと。また、融資契約書の写し及び担保権設定契約書の写しを速やかに市に対して提出すること。
- 6 前項に規定する場合を除き、当社は、事業契約の終了までの間、事業者の株式又は出資を保有し、市の事前の書面による承認がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分（合併・会社分割等による包括承継を含む。）を行わないこと。また、当社以外の株主に対して当社らが保有する事業者の株式又は出資の全部又は一部を譲渡する場合においても、市の事前の書面による承認を得て行なうこと。
- 7 当社が、本件事業に関して知り得たすべての情報について、市の事前の書面による承認がある場合を除き、第三者に開示しないこと。

住所  
氏名

## 別紙 15 保証書（本件施設）

（あて先）

旭川市長

### 保証書（案）

工事請負人である当社（以下「保証人」という。）は、旭川市立高台小学校 P F I 整備事業（以下「本件事業」という。）に関連して、事業者が旭川市（以下「市」という。）との間で締結した平成●年●月●日付け旭川市高台小学校 P F I 整備事業に関する契約（以下「事業契約」という。）に基づいて、事業者が市に対して負担する本保証書第 1 条の債務を事業者と連帯して保証する（以下「本保証」という。）。なお、本保証書において用いられる用語は、本保証書において特に定義されたものを除き、事業契約において定められるのと同様の意味を有する。

#### 第 1 条（保証）

保証人は、事業契約第 3 4 条第 1 項に基づく事業者の市に対する債務（以下「主債務」という。）を連帯して保証する。

#### 第 2 条（通知義務）

市は、工期の変更、延長、工事の中止その他事業契約又は主債務の内容に変更が生じたことを知った場合、遅滞なく当該事項を保証人に対して通知しなければならない。本保証の内容は、市による通知の内容に従って、当然に変更される。

#### 第 3 条（履行の請求）

- 1 市は、保証債務の履行を請求しようとするときは、保証人に対して、市が別途定めた様式による保証債務履行請求書を送付しなければならない。
- 2 保証人は、前項に規定する保証債務履行請求書を受領した日から 30 日以内に、当該請求にかかる保証債務の履行を開始しなければならない。市及び保証人は、本項に規定する保証債務の履行期限を、別途協議の上、決定する。
- 3 保証人は、金銭の支払を内容とする債務である保証債務の履行については、当該保証債務履行請求書を受領した日から 30 日以内に、当該請求にかかる保証債務の履行を完成しなければならない。

#### 第 4 条（求償権の行使）

- 1 保証人は、事業者に対して、あらかじめ求償権を行使することはできない。
- 2 保証人は、事業契約に基づく事業者の債務がすべて履行されるまで、保証人が本保証に基づく保証債務を履行したことにより、代位によって取得した権利及び求償権を行使してはならない。

#### 第 5 条（終了及び解約）

- 1 保証人は、本保証を解約することができない。
- 2 本保証は、事業契約に基づく事業者の債務が終了又は消滅した場合、当然に終了する。

#### 第 6 条（管轄裁判所）

本保証に関する紛争については、旭川地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

#### 第 7 条（準拠法）

本保証は、日本法に準拠し、これによって解釈される。

以上の証として本保証書が2部作成され、保証人はこれに署名し、1部を市に差し入れ、1部を自ら保有する。

平成●年●月●日

(保証人)

住所

名称

## 別紙 16 保証書（旧学校施設）

（あて先）

旭川市長

### 保証書（案）

解体撤去業務請負人である当社（以下「保証人」という。）は、旭川市立高台小学校 P F I 整備事業（以下「本件事業」という。）に関連して、事業者が旭川市（以下「市」という。）との間で締結した平成●年●月●日付け旭川市高台小学校 P F I 整備事業に関する契約（以下「事業契約」という。）に基づいて、事業者が市に対して負担する本保証書第 1 条の債務を事業者と連帯して保証する（以下「本保証」という。）。なお、本保証書において用いられる用語は、本保証書において特に定義されたものを除き、事業契約において定められるのと同様の意味を有する。

#### 第 1 条（保証）

保証人は、事業契約第 5 8 条第 1 項に基づく事業者の市に対する債務（以下「主債務」という。）を連帯して保証する。

#### 第 2 条（通知義務）

市は、工期の変更、延長、工事の中止その他事業契約又は主債務の内容に変更が生じたことを知った場合、遅滞なく当該事項を保証人に対して通知しなければならない。本保証の内容は、市による通知の内容に従って、当然に変更される。

#### 第 3 条（履行の請求）

- 1 市は、保証債務の履行を請求しようとするときは、保証人に対して、市が別途定めた様式による保証債務履行請求書を送付しなければならない。
- 2 保証人は、前項に規定する保証債務履行請求書を受領した日から 3 0 日以内に、当該請求にかかる保証債務の履行を開始しなければならない。市及び保証人は、本項に規定する保証債務の履行期限を、別途協議の上、決定する。
- 3 保証人は、金銭の支払を内容とする債務である保証債務の履行については、当該保証債務履行請求書を受領した日から 3 0 日以内に、当該請求にかかる保証債務の履行を完成しなければならない。

#### 第 4 条（求償権の行使）

- 1 保証人は、事業者に対して、あらかじめ求償権を行使することはできない。
- 2 保証人は、事業契約に基づく事業者の債務がすべて履行されるまで、保証人が本保証に基づく保証債務を履行したことにより、代位によって取得した権利及び求償権を行使してはならない。

#### 第 5 条（終了及び解約）

- 1 保証人は、本保証を解約することができない。
- 2 本保証は、事業契約に基づく事業者の債務が終了又は消滅した場合、当然に終了する。

#### 第 6 条（管轄裁判所）

本保証に関する紛争については、旭川地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

#### 第 7 条（準拠法）

本保証は、日本法に準拠し、これによって解釈される。

以上の証として本保証書が2部作成され、保証人はこれに署名し、1部を市に差し入れ、1部を自ら保有する。

平成●年●月●日

(保証人)

住所

名称